

政府備蓄米の買戻し条件付売渡しについて

令和 7 年 3 月
農林水産省農産局

1. 売渡対象者

以下の条件を全て満たす者

- ・ 年間の玄米仕入量が 5,000 トン以上の集荷業者
- ・ 卸売業者等への販売の計画・契約を有する者
(入札の際に当省に販売計画等提出いただきます)

2. 売渡数量・売渡方法

- ・ 令和 6 年産米を中心に 5 年産米も加えて、現時点で 21 万トンを販売予定。必要に応じてさらに販売量を拡大
- ・ 入札により売渡し
- ・ 初回は 15 万トン。2 回目は 7 万トン (※)
※ 6 万トン＋落札残 1 万トン

3. 申込上限数量

「売渡予定数量」×「申請者の集荷数量のシェア」に基づき上限を設定

4. 売渡予定価格

「財政法」及び「予算決算及び会計令」に基づき設定

5. 集荷業者からの買戻し期限

原則として売渡しから 1 年以内（双方協議の上延長することも可能）

6. 卸売業者等への販売状況の報告・公表

- ・ 買受者から販売数量・金額を隔週で当省へ報告
- ・ 報告内容は当省で取りまとめ、当省 HP で公表